

『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』

作成日：令和5年5月8日

事業所名：このこのアート

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・ 体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	法令を遵守したスペースを確保しているが、限られたスペースを有効に使用する工夫をおこなっている。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	法令が必要とされている専門職員配置数に加え、児童指導員を常設で配置している。
	③送迎体制・添乗員の確保	基本的には添乗員を確保に努めている。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	視覚優位の児童に対してスケジュールなどを提示している。また、口頭の説明だけでなく絵カードなどで示しながら伝えるようにしている。
	⑤職員の健康診断の実施	毎年、健康診断をおこなっている。
2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	送迎時に情報連絡をおこない、必要があれば、施設に来ていただき、課題解決、情報共有に努める。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 (障害児通所支援事業者育成事業利用の有無)	職員で児童の個別ケースについて定期的に意見交換をおこなっている。また児童の生活環境の把握、虐待研修を社内実施。堺市による障害児通所支援事業者育成事業による支援の質の向上を図っている。
	③虐待防止等のための責任者を設置	重要事項説明書、運営規程にて、虐待防止に関する責任者、講演会の設置をおこなっている。
	④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映	面談時や送迎時での保護者からのご意見、苦情があった場合、速やかにスタッフミーティングをおこない、保護者へ対応。運営に携わる内容であれば、再度検討
3 適切な支援の提供	①児童発達支援管理責任者による放課後等デイサービス計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付）	法令に遵守した定期的なアセスメント・モニタリング・保護者との面談・職員会議をおこない、計画書の作成、スタッフとの再度の会議、検討、保護者への説明をおこなっている。
	②モニタリングの実施、計画の見直し	モニタリングをおこない、本児にとって将来に向けた内容と達成できる短期目標を設定し計画書作成をおこなっている。

	③個別の課題に対応した活動内容・プログラム	本児の特性、生活環境を理解し、個別支援計画にそった個別支援がおこなえるように職員と検討、情報共有をおこなっている。
	④ミーティング等の実施	朝礼・終礼時に情報共有をおこなう。また月1回、本児に関わる職員ミーティングをおこなっている。
	⑤支援内容の記録	連絡帳での支援内容に記録のほか、引継ぎノート、発作記録などをおこなっている。また毎日のブログを更新し、保護者にも支援活動が視認されるようにしている。
4 関係機関との連携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	支援内容を連携しておこなうため、学校、相談支援事業所、他の放課後等デイサービスとの情報共有は必要と考えているので、担当者会議はその都度実施。また、虐待や二次障害などの緊急性が必要な場合は速やかに会議をおこなっている。
	②学校との連携	支援内容にそった情報共有するため、送迎時に学校での調子、様子を聞き、必要な内容を職員と情報共有をおこなっている。
	③他の放課後等デイサービス事業所、障害福祉サービス事業所等との連携	本児に関わる他の放課後等デイサービス、相談支援事業所、または社会資源とは積極的に情報共有をおこなっている。また今後も一層の連携をおこなっていく。
	④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制	医療的ケア、精神的ケアについては、今後とも主治医との連携、情報共有をおこなっていく。特に発達障害児童に対しては精神的ケアをおこなっていききたい。
	⑤学校を卒業する際の就労移行支援（引継ぎ等）、就学前施設との連携（情報共有・引継ぎ等）	就労に関しては、学校との連携をおこない、弊社独自のブレーンから就労の情報収集をおこない、ご相談をしていきたい。本児、保護者と話し合い、将来への情報提供を積極的におこなっていく。
	⑥「あい・ふぁいる」の活用	まだ、現状では連絡帳、引継ぎノートでの情報共有をおこなっているが、今後どう活用していくかを検討したい。面談時などに「あい・ふぁいる」について説明したり、記入を進めている。
	①事業所で実施している支援（支援内容、プログラムなどを記載してください。）	言語によるコミュニケーションが難しい児童には、絵カード、ペクスによるやり取りをおこなっている。また、全児童の劣等感を外し、自己肯定感を高める支援をおこなっている。

5 保護者への説明責任等	②運営規程、支援内容、利用者負担の説明	見学時に支援内容の説明を行い、契約時に運営規程の説明をおこなっている。利用者負担については、代理受領の配布等で内容説明をおこなっている。
	③保護者からの相談への適切な対応、必要な助言	送迎時や電話での相談をその都度おこなっている。また本児の二次障害については、職員と相談しミーティングを実施している
	④会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信	毎月のカレンダーの配布、またイベント内容のご案内や毎日のブログでその都度おこなっている。
	⑤日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告	当日の支援内容は連絡帳、または送迎時、もしくは電話にておこなっている。また毎日のブログで支援内容を確認できるようにしている。おやつやイベント費に関わる内容は請求時に報告している。
	⑥おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告	毎月、請求書として発行している。
	⑦身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載	身体拘束に関する指針を作成。運営規程は反映し、身体拘束委員会を設置。職員に講習をおこなう。
	⑧個人情報の適切な取扱い	Pマーク取得により、個人情報マニュアルに基づき運営している
6 非常時の対応	①緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等の整備と職員、保護者への周知	各種必要なマニュアルを用意し、職員へ周知、実施している。新型コロナウイルスに関しては、引き続きマスク、手洗い、うがい、換気、消毒などを徹底するが、5類指定されたことで、マスクはある程度本人意思にする。
	②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施	避難訓練はイベントとして、半年に1度実施。今後は地域の避難訓練などと連携を検討していく。
	③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有	ヒヤリハットの情報収集に努め、再発防止と支援の向上につなげていきたい。

	④サービス提供中の事故を防ぐための取組等	車中への置き去り防止として、送迎車に安全装置を設置。施設外への誤った出入りがないように内鍵設置ほか、児童の障害特性、性格を支援スタッフに周知し、事故を防ぐようにしている。
	⑤感染症対策の実施	基本的にはマスク、手洗い、うがい、換気、消毒などを徹底するが、新型コロナウイルスが5類に指定されたことによる、マスク装着の緩和を児童に説明するが、スタッフはマスク装着する。
7 その他	① 地域との交流	地域でのアート展示活動を積極的におこなっていく。またイベント実施の際は、保護者にも参加していただき、交流に努める。